別記様式第2の2(第12条関係)

【技術の提供(留学生、研究員等の受入れによるものに限る。)】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請日: | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

取引審査書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名: |  |
| 所　　属: |  |
| 連 絡 先: | 内線　 |

**１．申請者が記入**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名等 |  |
| [ ] 学部留学生・学環留学生 [ ] 大学院等留学生 [ ] 研究員(雇用関係：[ ] 有 [ ] 無) |
| [ ] その他 |  |
| 留学生枠・プロジェクト名 |  |
| 出身国 |  |
| 所属機関※大学以降すべて |  |
| 資金※留学生のみ | [ ] 私費 [ ] 国費([ ] 日本 [ ] 出身国・母国)  |
| [ ] 企業([ ] 国内 [ ] 国外) | 企業名： |
| [ ] その他 | 詳細： |
| 居住性及び特定類型該当性 | [ ] 非居住者　[ ] 特定類型① [ ] 特定類型② [ ] 特定類型③ |
| （特定類型に該当する場合）根拠： |
| 研究内容等 | テーマ |  |
| 内容 |  |
| [ ] 大量破壊兵器関連 [ ] 通常兵器関連 [ ] その他軍関連 [ ] 左記以外 |
| 指導予定教員 | [ ] 申請者と同じ | 氏　名 |  |
| 異なる場合は右に記載 | 所　属 |  |
| 受入期間 | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | ～ | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 用途・需要者チェック | ①用途チェックリストに「はい」が1つでもあるか [ ] はい [ ] いいえ②需要者チェックリストに「はい」が1つでもあるか [ ] はい [ ] いいえ |
| 上記②が「はい」の場合で、③明らかガイドラインシートに「いいえ」が1つでもあるか [ ] はい [ ] いいえ |
| ④上記①～③の確認に不明点又は疑義があるか [ ] はい [ ] いいえ |
| 回答期限 | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 特記事項 |  |

※　以下２．～４．は記入不要

**２．該非確認結果**

|  |  |
| --- | --- |
| 該非確認結果 | [ ] 該当 [ ] 非該当 |

**３．輸出管理責任者・輸出管理担当者が記入**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 輸出管理担当者 | 審査日 | 輸出管理担当者名 |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ㊞ |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ㊞ |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ㊞ |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ㊞ |
| 取引審査判定 | [ ] 承認する [ ] 下記条件付きで承認する |
| 条　件 |  |
| [ ] 承認できない |
| [ ] 経済産業省への許可申請を要する |
| 上記判定理由 |  |
| 輸出管理責任者 | 審査日 | 輸出管理責任者名 |
| 令和　　年　　月　　日 |  | ㊞ |
| 取引審査判定 | [ ] 承認する [ ] 下記条件付きで承認する |
| 条　件 |  |
| [ ] 承認できない |
| [ ] 経済産業省への許可申請を要する |
| 上記判定理由 |  |

**４．輸出管理統括責任者が記入**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審　査　日 | 令和 　年 　月 　日 | 輸出管理統括責任者名 |  | ㊞ |
| 取引審査判定 | [ ] 承認する |
| [ ] 条件付きで承認する | 条件 |  |
| [ ] 承認できない |
| [ ] 経済産業省への許可申請を要する |
| 上記判定理由 |  |

受理日：令和　　年　　月　　日

受理者：

システムID：

**１．用途チェックリスト**

　　以下の用途に用いられることについて確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。(いずれかに☑)

|  |  |
| --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 別　表　行　為 | 1. 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 | [ ] はい [ ] いいえ |
| ② 核融合に関する研究 | [ ] はい [ ] いいえ |
| ③ 原子炉又はその部分若しくは附属装置の開発､製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| ④ 重水の製造 | [ ] はい [ ] いいえ |
| ⑤ 核燃料物質の加工 | [ ] はい [ ] いいえ |
| ⑥ 核燃料物質の再処理 | [ ] はい [ ] いいえ |
| ⑦以下の行為であって、軍・国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなものa. 化学物質の開発若しくは製造　b. 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵c. ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵d. 宇宙に関する研究 | [ ] はい [ ] いいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| 輸出令別表第３の２地域向けの場合で通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを 除く。))の開発、製造又は使用 | [ ] はい [ ] いいえ |

**２．需要者チェックリスト**

**(1)需要者要件**

　　需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。(いずれかに☑)

|  |  |
| --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | [ ] はい [ ] いいえ |

**(2)外国ユーザーリスト**(いずれかに☑)

|  |  |
| --- | --- |
| 外国ユーザーリストに該当する | [ ] はい [ ] いいえ |

**(3)軍・軍需企業関係**(いずれかに☑)

|  |  |
| --- | --- |
| 受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っている。 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、軍事関係の機関・組織による財政的支援を受けている、又は受入れる予定がある。 | [ ] はい [ ] いいえ |

**３．明らかガイドライン**

 以下の各項目について、確認すること。(いずれかに☑)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物等の用途・仕様 | ①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| ②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | ③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| ④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| ⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様 | ⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| ⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| ⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| ⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | ⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| ⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件 | ⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| 据付等の辞退や秘密保持等の態様 | ⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織 | ⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること)が一致しない。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| ⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出(取引)に関する契約書又は輸出者(取引を行おうとする者)が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていない、又は輸入者(取引の相手方)若しくは需用者(当該技術を利用する者)若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |
| その他 | ⑲その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。 | [ ] はい [ ] いいえ[ ] どちらともいえない |